

厚生労働省におけるワークライフバランス推進強化月間の取組

全省的な取組

<大臣からのメッセージの発信>

初めての月間にあたり、働き方改革が求められている中、厚生労働省が先頭に立って超過勤務削減や休暇の取得促進など各種取組を進める。

<ゆう活(夏の生活スタイル変革)と超過勤務縮減の徹底>

- ・原則として、全職員を対象に夏期(7~8月)の2か月間、勤務時間を1時間前倒し(本省以外においても、行政サービスの低下を招かない範囲で実施)
- ・全庁省一斉定時退庁日(水曜日)には、20時までの庁舎消灯の励行
- ・原則16:15以降に会議時間を設定しないことや、調査・作業依頼等の48時間ルールの徹底

<テレワークの推進強化>

- ・現在原則課長補佐以下とされている対象者を、課室長以上にも拡大

<休暇(年次休暇・夏期休暇)の一層の取得促進>

- ・夏期の特別休暇(3日)と年次休暇(2日以上)をあわせて、連続1週間以上の休暇取得を促進 等

独自の取組

本省の官房各課及び各部局の筆頭課においては、「厚生労働省働き方・休み方改革」の試行実施を引き続き確実に進めるとともに、本省とそれ以外の課室についても、本年10月からの本格実施に向けて、在庁時間の管理・短縮等に積極的に取り組むこととしている。

また、地方支分部局及び施設等機関においても、本省における試行実施を参考として長時間労働を削減するよう努めることとしている。

1 働き方改革

(1) 在庁時間の縮減

- ・原則20時までには退庁
- ・やむを得ない場合でも22時までには退庁
- ・必要な場合は、翌日朝勤務で対応 等

(2) 早出・遅出勤務

- ・国会対応等の他律的業務等について早出・遅出勤務を活用
- ・10時間の勤務間インターバルを設ける

(3) テレワーク

- ・育児・介護等、配慮を要する職員をはじめ希望する職員についてテレワークを活用

2 休み方改革

年間16日以上・少なくとも全職員の65%が、月1日以上の子年次休暇を取得

(1) 年次休暇

- ・全職員がマンスリー休暇を取得(毎月1日以上の子年休取得)

(2) 夏期休暇

- ・全職員が連続1週間以上の休暇を取得

(3) その他の休暇

- ・全職員がGW・年末年始に、1日以上の子年次休暇を取得。
(マンスリー休暇とは別に)